

災害時における物資供給に関する協定書

伊達市（以下「甲」という。）と株式会社松本製菓（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊達市内において地震、風水害その他の災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じて乙が所有する生活物資（以下「物資」という。）を供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次に掲げるもののうち、乙が供給可能な物資とする。

（1）生活物資の品目（別紙様式1）に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資供給の要請方法）

第3条 甲は、災害時において物資が必要なときは、乙に対して物資供給に関する要請書（別紙様式2）により物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、口頭又は電話等で要請することができるものとし、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（物資供給の協力）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資を優先的に供給するよう努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の完了後、速やかに物資供給完了報告書（別紙様式3）により甲に報告するものとする。

（物資の運搬）

第5条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、当該引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条第1項の規定により乙が供給した物資の費用及び前条の規定により乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による運搬の費用は、甲の区域内における運搬の市場価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 前条第2項の規定により決定した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認の上、当該費用を速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、本協定締結後、速やかに連絡責任者を定め、連絡責任者・緊急連絡先確認書(別紙様式4)により相手方に報告するものとし、当該確認書の記載事項に変更が生じたときも同様とする。

(有効期間)

第9条 本協定は、協定締結の日から効力が生じるものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力が継続するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年1月24日

甲 福島県伊達市保原町字舟橋180番地

伊達市

伊達市長 須田博行

乙 福島県伊達市伏黒字南本場5-1

株式会社松本製菓

代表取締役 坂本正樹